

大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域商業及び地域コミュニティ機能の活性化を図るため、大分県地域商業マッチング推進事業実施要領（令和8年3月26日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第9条第1項に規定する事業実施主体が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 積算の根拠が確認できる設計書又は見積書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (13) 市町村長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号及び第2項までの条件を付すこと。この場合において、「知事」を「市町村長」に、「県」を「市町村」に読みかえるものとする。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。ただし、補助金の額の減額であり、事業実績によるもので、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 知事は必要に応じ、事業実施主体に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真等
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し

- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 間接補助の場合、事業実施主体が市町村に対してする実績報告に関する書類の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年度の予算に係る大分県地域商業マッチング推進事業費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助率
<p>商店街等や地域が抱える様々な課題に対して、事業実施主体が商店街等と連携し当該課題の解決に資するとともに、商店街等の地域コミュニティ機能の活性化につながる事業で、実施要領に基づき採択された事業</p>	<p>補助対象経費（別表第2）の1/3以内、上限額1,000千円</p> <p>【市町村を通じて間接補助を行う場合】 市町村補助額の1/2以内かつ補助対象経費の1/3以内、上限1,000千円</p> <p>なお、やむを得ず県と市町村の双方が事業実施主体への直接補助として補助金を交付する場合の補助率は、補助対象経費の1/3以内かつ市町村単独補助金額以内、上限額は1,000千円とする。</p> <p>【令和3～5年度まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業又は令和6～7年度まちづくり実践者育成事業に参加した者が参画する場合】 補助対象経費（別表第2）の1/2以内、上限額は1,000千円</p>

(注1) 補助の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(注2) 国の事業採択を受けている場合は、当該補助対象事業費から国庫補助金額を差し引いた補助残額を本事業の補助対象経費とすることができる。

別表2（第3条関係）

補助対象経費の費目	補助対象経費及びその要件
人件費	当該事業に直接従事する者に対して支払う給与・賃金 (注) 業務日報や給与規定を整備すること
報償費	ワークショップや講習会等の講師及び外部人材に対する謝金、調査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する謝金等
旅費	ワークショップや講習会等の講師及び外部人材に対する旅費、調査・研究事業及びイベント出演者等集客事業に要する旅費 (注) 鉄道、バス等の移動に係る実費相当額
需用費	事業を進める上で必要な事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、試作品材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費等 (注1) 単体で取得価格が10万円未満のもの
役務費	事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、各種保険料等
委託料	設計委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び賃借料	事業執行上必要な会場使用料、機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等 (注) 維持管理費用は除き、かつ、事業の実施に必要な最小限の経費とする。
雑役務費	事業実施に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代等として支払われる経費 (注) 従前から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は補助対象外とする。
その他	その他知事が必要と認める経費 (注) 理由書(様式任意)の提出を必要とする。
(注) 事業実施主体の運営経費は対象外とする。	

第1号様式（第3条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年度において、下記のとおり大分県地域商業マッチング推進事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付
要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 積算の根拠が確認できる設計書又は見積書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

事業名	
事業実施主体名 (連絡先)	
事業実施主体 の概要	
事業箇所	
実施時期	
事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	
まちづくり実践者 の役割	氏名： 役割：

※まちづくり実践者が参画する場合は、その役割を記載すること。

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金		
市町村補助金		(補助金等の名称)
自己負担金		
計		

2 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
計		

※積算内訳欄には、単価×数量等詳細に記載すること。

※設計書又は見積書（原則2者以上）の写しを添付すること。

※市町村の補助金等を予定している場合は、予算額と補助金等の名称を記載すること。

※市町村を通じての間接補助の場合

1 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金		
市町村費		
計		

2 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
補助金		
計		

第4号様式（第4条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第4条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第4条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |
- (1) 別紙を添付すること。
(2) その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

別紙

年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象事業費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額等仕入控除税額」欄は、補助対象事業費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第5条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、

あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(13) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

イ 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

ロ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第9条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

〈振込先〉

金融機関名：
支 店 名：
預金の種別：
口座番号：
（フリガナ）
預金の名義：

第9号様式（第10条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業について、下記のとおり実施したので、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し（遂行状況報告書に添付済みのものを除く。）
- (4) 完成写真等（遂行状況報告書に添付済みのものを除く。）
- (5) 検査調書の写し（遂行状況報告書に添付済みのものを除く。）
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

第10号様式（第10条関係）

事業実績書

事業名	
事業実施主体名 (連絡先)	
事業箇所	
実施時期	
事業の内容	
事業の効果	
まちづくり実践者の役割	氏名： 役割：

※まちづくり実践者が参画する場合は、その役割を記載すること。

第11号様式（第10条関係）

収支精算書

1 収入 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金				
市町村補助金				(補助金等の名称)
自己負担金				
計				

2 支出 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
計				

※備考欄には、単価×数量等詳細に記載すること。

※市町村の補助金等を予定している場合は、予算額と補助金等の名称を記載すること。

※市町村を通じたの間接補助の場合

1 収入 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金				
市町村費				
計				

2 支出 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
補助金				
計				

第12号様式（第11条関係）

年度大分県地域商業マッチング推進事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県地域商業マッチング推進事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、補助金の額を 円に変更交付決定し、円に確定したので、大分県地域商業マッチング推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。

※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。（要綱第4条の規定を転記）